

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第三十八条 法第二百二十八条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業（第十三条各号に該当するものに限る。）を行う法人に係るものを除く。）は、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第九号から第十一号までに規定する権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>（削る）</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>2  前項第九号に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第五十六条第一項に係るものであつて、法人の主たる事務所以外の事務所その他の事業場（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものにつ</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第三十八条 法第二百二十八条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（第一号及び第十三号に掲げる権限以外の権限にあつては、二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業（第十三条各号に該当するものに限る。）を行う法人に係るものを除く。）は、地方厚生局長（第一号及び第十三号に掲げる権限以外の権限にあつては、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局長）に委任する。ただし、厚生労働大臣が第九号から第十一号までに規定する権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>一  法第十九条第一項第二号に規定する権限（国の設置する養成機関及び国の実施する講習会に係るものを除く。）</p> <p>二〇十三（略）</p> <p>2  法第二百二十八条第二項の規定により、前項第一号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>3 第一項第九号に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第五十六条第一項に係るものであつて、法人の主たる事務所以外の事務所その他の事業場（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するもの</p>

いては、第一項に規定する地方厚生局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄区域とする地方厚生局長も行うことができる。

ついては、第一項に規定する地方厚生局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄区域とする地方厚生局長も行うことができる。